

《金弊社日吉神社ホームページ広告掲載取扱要綱》

金弊社日吉神社氏子会では、日吉神社の歴史と文化を守る目的を達成するために立ち上げたホームページ（以下、HP という）の運営財源を確保するために、企業・団体を対象にバナー広告を募集します。

（目的）

第1条 本要綱は金弊社日吉神社氏子会が、インターネット上に公開しているHPへのバナー広告に関し定めるものとする。

（広告の種類および範囲）

第2条 HPに掲載するバナー広告は、HPとしての品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教性、政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、金弊社日吉神社氏子会がHPに掲載するバナー広告として適当でないと認めるもの

2 広告対象者は、日吉神社の歴史と文化を守る目的を持った企業・団体とする。

（バナー広告の規格）

第3条 バナー広告の規格は、1枠あたり一律以下のとおりとする。

- (1) バナー広告画像
 - ・ 大きさ横 164 ピクセル、縦 70 ピクセル、
 - ・ 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG
 - ・ データ容量 20KB 以下
- (2) バナー広告のリンク先アドレス (<http://>)

（バナー広告掲載場所と料金体系）

第4条 バナー広告掲載体系は2通りとし、1枠あたりの広告掲載料と掲載箇所の体系は下記に定める。

- (1) トップページの下部（フッター）のバナー広告専用エリアへの掲載。
バナー広告掲載料：10,000 円／年間（月換算：833.3 円 日換算：27.4 円）
- (2) 全ページの下部（フッター）のバナー広告専用エリアへの掲載。
バナー広告掲載料：20,000 円／年間（月換算：1,667 円 日換算：54.8 円）

※掲載順については、募集順とし掲載を行うものとし、バナー掲載HPへのリンクとする。

（バナー広告掲載期間）

第5条 掲載開始日より1年間とする。

2 サーバのメンテナンスや不慮の事故等でHPを一時閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

4 バナー広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了1ヶ月前に広告掲載を取下げ旨の届出がない場合、1年

間の自動延長とする。

(注意) バナー広告掲載に於いて、掲載日付指定等は出来ない。バナー広告掲載は、1年掲載毎1ヵ月単位の契約となり、日割りでの計算は行わない。

(バナー広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する企業・団体(以下「申込者という」)は、金弊社日吉神社氏子会への申し込みを必須とする。

(バナー広告掲載の決定)

第7条 金弊社日吉神社氏子会は、前条の規定によりバナー広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、バナー広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(バナー広告掲載料の振込み)

第8条 バナー広告掲載の決定を受けた企業・団体(以下「支援者」という)は、速やかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は支援者が負担するものとする。

(バナー広告内容の責任)

第9条 バナー広告原稿に関する責任は、支援者が負うものとする。

(支援者の届出義務)

第10条 支援者は次の各号に該当する場合は、速やかに金弊社日吉神社氏子会に届け出なくてはならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先HPのアドレスを変更するとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

(バナー広告掲載の取消し)

第11条 金弊社日吉神社氏子会は次の各号に該当する場合は、バナー広告掲載を取り消すことができる。

- (1) バナー広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) バナー広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- (3) 支援者からバナー広告申込内容変更届により、バナー広告掲載を取下げの旨の届出があった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、金弊社日吉神社氏子会がバナー広告掲載を取り消す必要があると認めたと

き

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、金弊社日吉神社氏子会は、支援者に通知するものとする。

3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、バナー広告掲載の取消しを行ったときは、及び支援者の事由により掲載の取り消しを行ったときは、第8条の規定によるバナー広告掲載料は返金しないものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項第2号に該当する事由により金弊社日吉神社氏子会が損害を被った場合は、金弊社日吉神社氏子会は支援者に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返金)

第 13 条 支援者の責に帰さない事由により、バナー広告の掲載ができなくなったときは、振込み済みの広告掲載料を返金する。

2 前項の規定により返金するバナー広告掲載料は、掲載を取り消した日を含む月を除き、残された月数分を返却する。

(損害賠償)

第 14 条 前条第 1 項第 2 号に該当する事由により金弊社日吉神社氏子会が損害を被った場合は、金弊社日吉神社氏子会は支援者に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は金弊社日吉神社氏子会が別に定める。

◆お問い合わせ先
金弊社 日吉神社 氏子会
〒503-2305
岐阜県安八郡神戸町神戸 1
TEL:0584-27-3628